



昭和48年1月21日発行 都市計画特集号

発行所 新潟市役所 新潟市西通6番町 866 電話 代表 891000 編集人 本間高明 印刷所 鶴光社 (A)

用途地域の内容

都市計画法は、用途地域が定められ、明確な建築のルールを定めるために、用途地域の区分を定めることにより、都市の発展を促進し、市民の生活を向上させることにある。

八地域に分類
第一種住居地域 低層住宅の居住を主とする地域。
第二種住居地域 中層住宅の居住を主とする地域。
近隣商業地域 小規模な商業施設の居住を主とする地域。
商業地域 大規模な商業施設の居住を主とする地域。
工業地域 工業施設の居住を主とする地域。
工業専用地域 工業施設の居住を主とする地域。
公共施設地域 公共施設の居住を主とする地域。
特別用途地域 特別の用途を主とする地域。

制限はのり手。
住居地域は、主に住宅の建築を主とする。
商業地域は、主に商業施設の建築を主とする。
工業地域は、主に工業施設の建築を主とする。
用途地域は、都市の発展を促進し、市民の生活を向上させることにある。



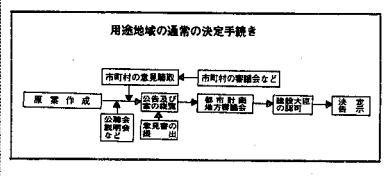
みんなで造ろう住みよい環境 「新用途地域案」決まる

縦覧は今日29日まで
見聞書の一月二十日まで
提出 採木部都市計画課 (一番通へ)

市民の意見を尊重
用途地域の決定は、最終的には知事が行いますが、自分たちのまちづくりの責任を担う市民の意見が、重要な役割を果たすことになる。

用途地域内の建物の用途制限

Table with columns for '用途地域区分' (Use District) and '建てる物の区分' (Type of Building). Rows include residential, commercial, industrial, and public facility districts with specific building types like houses, schools, and shops.



新都市計画法は、用途地域が定められ、明確な建築のルールを定めることにより、都市の発展を促進し、市民の生活を向上させることにある。

縦覧は今日29日まで
見聞書の一月二十日まで
提出 採木部都市計画課 (一番通へ)

市民の意見を尊重
用途地域の決定は、最終的には知事が行いますが、自分たちのまちづくりの責任を担う市民の意見が、重要な役割を果たすことになる。

建ぺい率が緩和と容積制限を新設

Table comparing '旧用途地域' (Old Use District) and '新しい用途地域' (New Use District). It lists building types and their corresponding floor area ratios and volume limits.